

各位

上場会社名 株式会社アクアライン  
 代表者 代表取締役社長 楯 広長  
 (コード: 6173 東証グロース市場)  
 問合せ先責任者 管理本部長 古関 耕造  
 (TEL 03-6758-5588)

### 当社株式の監理銘柄(確認中)指定に関するお知らせ

当社は、2025年5月29日に、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます)のグロース市場における上場維持基準のうち、「流通株式時価総額基準」及び「純資産基準」の適合に向けた計画(以下「本計画」といいます)を提出し、その内容について開示しております。

特別注意銘柄に指定された後の最初の基準日となる2025年2月期末に、上場維持基準のうち「流通株式時価総額基準(500百万円以上)」及び「純資産基準(純資産の額が正であること)」に適合できませんでした。なお、当社は、2025年1月29日付で当社株式が特別注意銘柄に指定されており、上場維持基準に係る経過措置は適用されないため、改善期間が2026年2月末までとなっております。改善期間の最終営業日である本日時点において、上場維持基準のうち「純資産基準(純資産の額が正であること)」については適合する見込みである一方、「流通株式時価総額基準」については、当社株価及び推定流通株式数に基づく当社の推定では適合と見込まれるものの、適合が確認できていないため、当社の株式は2026年3月1日付で東京証券取引所より監理銘柄(確認中)に指定されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 監理銘柄(確認中)指定の理由

改善期間中に上場維持基準に適合しない場合に該当するおそれがあるため。

(関連条項: 有価証券上場規程施行規則第604条第1項第1号)

(ご参考: 2025年2月期末の適合状況)

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	純資産の額
当社の状況	1,193人	9,457単位	281,554,708円	25.3%	△438,215千円
上場維持基準	150人	1,000単位	500,000,000円	25.0%	純資産の額が正であること
適合状況	適合	適合	不適合	適合	不適合
本計画に記載の項目			○		○
改善期間			2026年2月28日まで		2026年2月28日まで

(ご参考: これまでの取組状況)

「純資産基準」につきましては、当社は、2026年2月期第1四半期において、2025年3月6日付「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示の通り、エクイティファイナンス(新株発行650百万円、新株予約権の発行70百万円相当額)を実施しました。

しかし、2026年2月期第3四半期連結会計期間において、294百万円の営業損失に加え、184百万円の貸倒引当金繰入額の特別損失等を計上し、510百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したことから、「純資産の額」は310百万円の「負(マイナス)」となりました。

2026年2月期第4四半期の2025年12月には、2025年12月4日付「第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約(コ

ミット・イシュー)の締結並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて開示の通り、2025年12月22日付の第三者割当増資により純資産が100百万円増加し、また、また同日に割当てられた株式会社アクアライン第2回新株予約権が2025年12月から2026年2月の間に17,000個全てが行使され純資産が294百万円増加しました。更には、2026年1月30日付開示の「第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び2026年2月25日付開示の「(開示事項の変更)第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ」にて開示の通り、2026年2月27日付の第三者割当増資により純資産が200百万円増加しました。当社の業績改善を図るとともに、このようなエクイティファイナンスによる「純資産の額」の増加に努めてまいりました。

「流通株式時価総額」につきましては、2026年2月期におきましては、「財務基盤の強化と企業価値の向上」と「IR活動の強化」に取り組みました。時価総額を上昇させていくためには、財務基盤の強化と継続的な企業価値の向上が必要であり、企業価値の向上のためには、当社として近年低迷している業績を改善させ、早期に赤字から脱却することが必要であると考えております。

2026年2月期においては、上記の通りエクイティファイナンスを実施し、財務基盤を強化いたしました。また、2025年5月30日の定時株主総会において発足した新経営体制のもと、「コストの適正化」を中心とした事業の立て直しに取り組みました。

また、「IR活動の強化」につきましては、当社への投資に関心をお持ちいただき、お問合せ頂いた機関投資家・個人投資家とのコミュニケーションに積極的に取り組みました。

## 2. 監理銘柄(確認中)指定期間

2026年3月1日(日)から東京証券取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。

## 3. 今後の対応

当社は2026年2月28日時点での株主名簿により「株券等の分布状況表」を作成のうえ、2026年3月上旬に東京証券取引所に提出する予定です。適合状況に関わる東京証券取引所による審査結果は、受領次第速やかにお知らせいたします。

以上